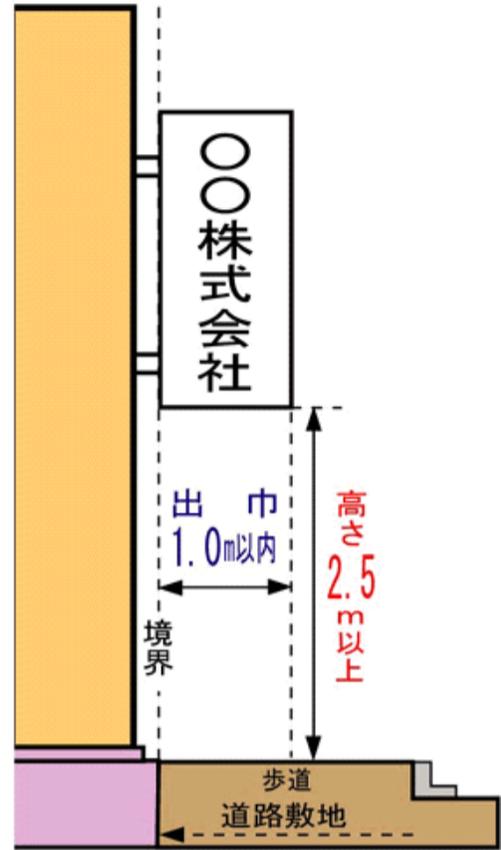


○自家用看板

主な基準	
占有する方 道路占有を適切に行うことのできる主体であること	
占有する場所	
公共物である道路を占有するものとして適切であること	道路の敷地外に余地がないため道路上に設置せざるを得ない
適切な設置方法であること	自家用看板等に限るものとし、1営業所又は1事業所、若しくは1作業所につき2個以内
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所に設けられること	道路敷地への出幅は、1m以内
	【歩道がある場合】 看板の最下部と路面との距離は2.5m以上離れている
	【歩道がない場合】 看板の最下部と路面との距離は4.5m以上離れている
物件・施設の構造など	
道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれがないこと	風雨、地震等により倒壊、落下などの事故が起きないように強固なものである
	【更新時】 設置状況を点検し、倒壊、落下などの事故のおそれがない
道路の交通に及ぼす支障ができる限り少ないこと	色彩等は信号機や道路標識に類似しておらず、それらの効用を妨げることはない 自家用看板等の地色は、原則として白色又は淡色である
	意匠、色彩等により、協見運転等を引き起こすものではない
	車両運転者の視認性を妨げるものではない 自治体の条例で許可が必要な自家用看板等の場合は、屋外広告物条例の申請（又は許可）を行って（受けて）いること
管理形態など	
適切な営業・必要な管理を行うこと	自家の営業等に関係のない表示（他店の表示等（軒貸し））はない
	倒壊、落下などの事故が生じないよう、適切な維持管理を行っている
その他	
確認事項	警察署への道路使用許可申請の状況を確認する場合がある

【イメージ図（歩道がある場合）】



【イメージ図（歩道がない場合）】

